

# 避難指示等の判断・伝達基準マニュアル

(令和4年4月)

## 1 目的

このマニュアルは、災害発生時又はその恐れがある時に市民の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するために必要と認められる場合に、居住者及び滞在者等への避難指示等の手順を定めることを目的とする。

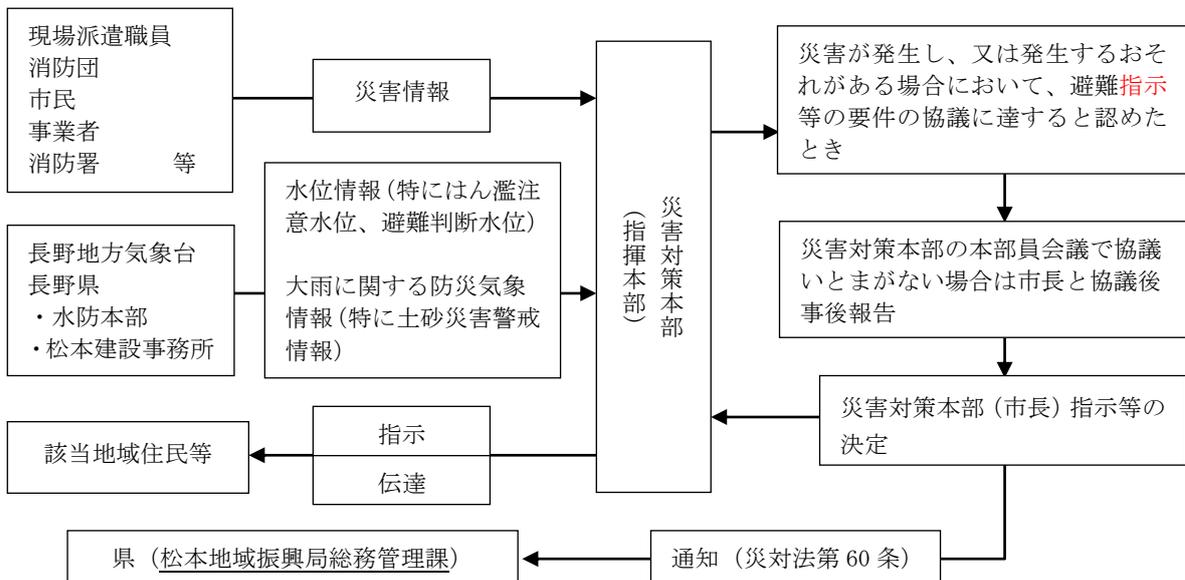
## 2 事務処理

### (1) 実施責任者(それぞれの規定に優先関係はない)

実施責任者	指示等	災害の内容	実施要件	根拠法
市長	指示	災害全般	生命・身体の保護、災害拡大の防止のため特に必要があると認めるとき	災対法第 60 条他
警察官	指示	災害全般	市長等が避難のための措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請があったとき	災対法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
自衛官	指示	災害全般	警察官がその場にい不在の場合は警察官職務執行法第4条の執行権限を有する。	自衛隊法第 94 条
知事又はその命を受けた職員※	指示	洪水及び地すべり	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 22 条 地すべり等防止法第 22 条
消防長又は消防署長	区域を設定し立入制限	火災	火災の延焼拡大・ガス飛散の拡大が急速で、人命に著しく危険が切迫している場合	消防法第 23 条の 2

※知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の事務を、市長に代わって行う。

### (2) 事務処理フロー(市長が実施する場合)



(3) 内容

警戒レベル	避難情報等	居住者等がとるべき行動等
警戒レベル5	緊急安全確保 (市町村が発令)	【災害発生又は切迫】 命の危険 直ちに安全確保 指定避難所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。
警戒レベル4	避難指示 (市町村長が発令)	【危険な場所から全員避難】 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)
警戒レベル3	高齢者等避難 (市町村長が発令)	【危険な場所から全員避難】 高齢者等(※)は危険な場所から避難 (※)避難を完了させるのに時間を要する住宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備、自主的に避難するタイミング。
警戒レベル2	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	【気象状況の悪化】 自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅等の災害リスク、指定緊急避難場所・指定避難所の場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認する。
警戒レベル1	早期注意情報 (気象庁が発表)	【気象状況の悪化のおそれ】 災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(4) 判断のポイント

市民の生命・身体のプロテクト、災害拡大の防止のため特に必要があると認めるとき  
(具体的には)

- ア 豪雨、台風等の災害に関する通報があり、避難を要すると判断された場合
- イ 避難判断水位(高齢者等避難の判断の判断の目安)、はん濫危険水位(避難指示等の判断の目安)に達し、避難を要すると判断された場合
- ウ 土砂災害警戒情報、特別警報が発令され、避難を要すると判断された場合
- エ 地すべり等により著しい危険が切迫している状況
- オ 火災が随所に発生し、人的災害が予測される地域
- カ 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- キ 余震の発生による危険地域(ガケ崩れの恐れ、池等の堤の決壊の恐れ 等)
- ク 各種火山情報が出され避難を要すると判断される状況
- ケ 避難経路の断たれる危険のある地域

(5) 伝達方法

伝達の区分	発信者	要請先	手段等	周知先
ア 防災行政無線 (移動系)	指揮本部		地区町会長、関係機関	該当地域 住民
イ 防災行政無線 (同報系)	指揮本部		一斉放送	
ウ 車両	指揮本部	関係機関	市及び関係機関の拡声器保有 車両を動員	
エ 広域消防局組織	指揮本部	消防署・市消防団	消防無線 → 消防車の巡回	
オ 放送	指揮本部	放送事業者	放送協定等に基づき放送要請	
		放送要請先 <input type="checkbox"/> NHK <input type="checkbox"/> 信越放送(株) <input type="checkbox"/> (株)長野放送 <input type="checkbox"/> (株)テレビ信州 <input type="checkbox"/> 長野朝日放送(株) <input type="checkbox"/> (株)テレビ松本ケーブルビジョン <input type="checkbox"/> あづみ野テレビ(株) <input type="checkbox"/> 長野エフエム放送(株) <input type="checkbox"/> エフエムまつもと(株) <input type="checkbox"/> 大規模災害ラジオ災害協議会(SBCラジオ)		
カ インターネット	指揮本部		松本安心ネット 携帯電話緊急速報メール  Lアラート(公共情報commons)  SNS(Twitter等) 市行政チャンネル 市公式ホームページ	
キ 信号	指揮本部	信号等発信装置保有者	市消防団、工場等のサイレン等	
ク 電話、FAX	指揮本部		災害電話サービス	

(6) 具体的な発表内容

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難情報の種類
- エ 対象地域および対象者
- オ 避難場所
- カ 避難の時期・時間
- キ 避難すべき理由
- ク 住民のとるべき行動や注意事項
- ケ 避難経路または通行できない経路

(7) 県への報告(災対法第 60 条) 報告先＝松本地域振興局総務管理課

(8) 避難所の開設・運営 ～ 「避難所開設・運営ガイドライン参照」

3 (参考)警戒区域の設定について

(1) 設定する場合

人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認める場合

(2) 実施責任者

ア 市長、市職員	災害対策基本法第63条
イ 水防団長、水防団員、消防職員	水防法第21・29条
ウ 消防吏員、消防団員	消防法第28条
エ 警察官	上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
オ 自衛官	自衛隊法第 83 条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等で市長又はその職権を行う者がその場には限る。

(3) 設定方法

必要な区域を定めてロープ等で明示し、その区域への立入を制限、禁止、退去を命ずる。

(4) 周知

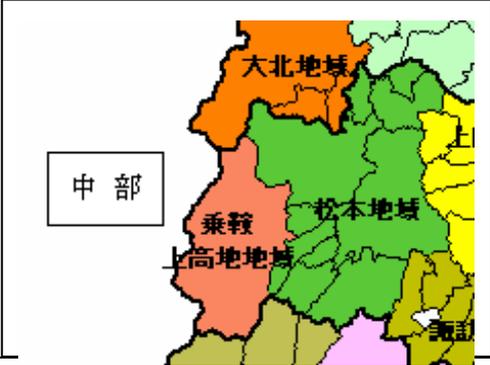
実施責任者は、関係機関及び市民に周知する。

(5) 市長への通知

自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

#### 4 (参考)大雨に関する気象情報

##### (1) 大雨に関する防災気象情報の種類

種類	発表者	発表区域
大雨注意報	気象庁 長野地方 気象台	松本市の場合は、次の2区分 「松本」:旧松本市、四賀地区、梓川地区、波田地区 「乗鞍上高地」:安曇地区、奈川地区
大雨警報		 <p>松本地域には、本市の他に塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村が含まれる。</p>
記録的短時間大雨情報		<p>県単位+「記録的な大雨を観測した観測点名」又は、「解析した市町村名」</p> <p>※「○時△△県で記録的短時間大雨」は決まり文句。「○時」というのは、「○時までの1時間に」の意味。その後、記録的な短時間の大雨を観測した観測点名とその雨量を、または解析した市町村とその雨量を記述する。</p>
土砂災害警戒情報 (平成 19 年 6 月から運用開始)	長野地方気象台と長野県が共同発表	松本市の場合は、次の2区分 「松本」:旧松本市、四賀地区、梓川地区、波田地区 「乗鞍上高地」:安曇地区、奈川地区
特別警報 (平成 25 年 8 月 30 日から運用開始)	気象庁 長野地方気象台	松本市の場合は、次の2区分 「松本」:旧松本市、四賀地区、梓川地区、波田地区 「乗鞍上高地」:安曇地区、奈川地区 ※「○○特別警報」という名称(大雨、暴風)で発表

##### (2) 大雨に関する防災気象情報の発表基準等

種類	発表基準	意味
大雨注意報	次のいずれかの基準に達することが予想されるとき。 〔松本〕 (浸水害) ・表面雨量指数(*1)=6 (土砂災害)	災害が発生するおそれのあるときに注意を呼び掛ける。

種類	発表基準	意味
(大雨注意報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌雨量指数(*2)の最低値=68(松本における最低値) 〔乗鞍上高地〕 (浸水害)</li> <li>・表面雨量指数=9 (土砂災害)</li> <li>・土壌雨量指数の最低値=116(乗鞍上高地における最低値)</li> </ul>	
大雨警報	<p>次のいずれかの基準に達することが予想されるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〔松本〕 (浸水害)</li> <li>・表面雨量指数=10 (土砂災害)</li> <li>・土壌雨量指数の最低値=84(松本における最低値) 〔乗鞍上高地〕 (浸水害)</li> <li>・表面雨量指数=14 (土砂災害)</li> <li>・土壌雨量指数の最低値=144(乗鞍上高地における最低値)</li> </ul>	<p>重大な災害が起こる恐れのあるときに注意や警戒を呼び掛ける。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>松本市に大雨警報が発表中、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。 (長野県の発表基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間雨量=100mm</li> </ul>	<p>現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるときに発表するもの。</p>
土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時</li> <li>・大雨警報発表中に、2時間先までの降雨予測値が監視基準(*4)に達した場合</li> </ul>	<p>市町村長の避難指示(警戒レベル4)の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長野県と長野地方気象台から共同で発表される。</p> <p>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p>
特別警報	<p>1 雨を要因とする特別警報の指標 (1) 大雨特別警報(浸水害) 以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域の中で、浸水キキクル(危険度分布)又は洪水キキクル(危険度分布)で5段階のうち最大の危険度が出現して</p>	<p>数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあり、ただちに命を守るための行動をとる等、最大限の警戒を呼びかけるため発表するもの。</p>

種類	発表基準	意味
	<p>いる市町村等に発表。</p> <p>① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5kmメッシュが、共に府県程度の広がり範囲内で50メッシュ以上出現</p> <p>② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5kmメッシュが、共に府県程度の広がり範囲内で10メッシュ以上出現(ただし、3時間降水量が150mm以上となったメッシュのみをカウント対象とする)。</p> <p>(2) 大雨特別警報(土砂災害) 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨が更に続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に発表。</p> <p>2 台風等を要因とする特別警報の指標 「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合</p> <p>(1) 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表</p> <p>(2) 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表</p>	

- \*1 「表面雨量指数」とは、短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地中にしみ込まずに、地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。
- \*2 「土壌雨量指数」とは、降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値で、この値が大きいほど土砂災害発生の危険性が高い。
- \*3 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は、総務省が定めた「地域メッシュ」(約1km四方)毎に設定されていますが、ここでのメッシュは、気象庁ホームページの「警報・注意報発表基準一覧表」内の値を示しています。(気象庁ホームページの「警報・注意報発表基準一覧表」内は、土壌雨量指数基準の市町村等の域内における最低値の基準値を示している。)
- \*4 「監視基準」過去に発生した土砂災害と発生時の降雨状況等を基に、これ以上の降雨があったときには、土砂災害がいつ発生してもおかしくない土砂災害発生危険基準の境界線を示したもので、長野県内を5km四方のメッシュ毎(542メッシュ)に分け、それぞれのメッシュに境界線を設定している。

## 5 洪水に関する避難指示等の判断基準

避難指示等の発令にあたっては、河川ごとの次の基準をもとに、直近の気象情報、過去の災害をもたらした雨量、河川の巡視者からの報告などから、総合的に判断し、原則町会単位に発令するものとします。なお、準用河川、都市下水路については、その流域の範囲が狭いことなどから、予測が困難であるため、基準の対象河川には含みません。

### (1) 避難指示等の発令判断基準

発令区分	判断基準
警戒レベル5 (緊急安全確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(氾濫発生情報が発表された場合)</li> <li>・大雨特別警報(浸水害)が発表された場合</li> </ul>
警戒レベル4 (避難指示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準となる水位観測所において氾濫危険水位に到達した場合(氾濫危険情報が発表された場合)</li> <li>・洪水警報の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合)</li> <li>・堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</li> <li>・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</li> </ul>
警戒レベル3 (高齢者等避難)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準となる水位観測所において、避難判断水位を超え今後の水位上昇が見込まれる場合、あるいは水位予報に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた場合(氾濫警戒情報が発表された場合)</li> <li>・洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に達する場合)</li> <li>・堤防において軽微な漏水や浸食等が発見された場合</li> <li>・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</li> </ul>

### (2) 判断基準となる避難対象区域と水位観測所

#### (ア) 洪水時における避難対象区域

河川氾濫の危険による避難情報の発令対象地区については、下記の表を参考とする。

#### ① 梓川

地区	町会
梓川地区	丸田、上立田、下立田、上大妻、南大妻第1、岩岡、氷室第2
波田地区	17区、16区、5区、4区、3区
新村地区	上新西、上新東、北新西、北新東、下新北

島立地区	町区、小柴、堀米、荒井
島内地区	小宮、高松、青島、松島、新橋、中田、南中、島高松、北中、東方、町、北方、上平瀬、平瀬川西

② 奈良井川

地区	町会
島内地区	平瀬川西、東方、新橋、平瀬川東
島立地区	堀米、荒井、大庭、北栗
笹賀地区	下二子、二美町1丁目、二美町2丁目、中二子、上二子、神戸、東耕地、神戸新田、下小俣、上小俣、今
神林地区	梶海渡、下神、町神
田川地区	渚町、渚宮本、渚内城、渚本郷、渚上、渚本村
鎌田地区	鎌田、征矢野、両島、五月町、笹部、月見町

③ 鎖川

地区	町会
島内地区	新橋
島立地区	堀米、荒井、小柴、大庭、中村、三の宮、永田、北栗、南栗
和田地区	下和田、中
神林地区	梶海渡、川西、下神、町神、寺家、川東、南荒井
今井地区	北今井、野口、西原、上新田、北耕地、公園西、東耕地、西耕地、南耕地、中沢、中村、堂村、上新田
笹賀地区	下二子

④ 田川

地区	町会
田川地区	渚町、渚宮本、渚内城、渚本郷、渚上、渚本村、巾上町、巾上中、巾上西、巾上南、中条西
鎌田地区	両島、征矢野、鎌田、井川城下区、井川城中区、井川城上区、高宮、中条南
庄内地区	庄内町、出川町第1、出川町、新家町、南新町1丁目、南新町2丁目、逢初町、豊田町、並柳
松南地区	南松本1丁目、南松本2丁目、双葉町、双葉西、双葉南、宮田中、宮田東、芳野町
芳川地区	木工町、野溝、平田、美芳町、長丘町、小屋、北原町、小屋、村井町

白板地区	宮渕本村、白板宮本、白板中
寿地区	竹渕、田町、百瀬、田川、小赤

⑤ 女鳥羽川

地区	町会
本郷地区	洞
東部地区	清水西
第三地区	日ノ出町
第二地区	北源地、南源地、宮村町1丁目、小池町、飯田町1丁目、飯田町2丁目
第一地区	中町1丁目、中町2丁目、中町3丁目、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、伊勢町1丁目、伊勢町2丁目、伊勢町3丁目、分銅町、新伊勢町、神明町、西五町、国府町
田川地区	巾上町、巾上中、巾上西、巾上南
安原地区	旭町、両下町、安原町、袋町、新町
城東地区	岡の宮、岡の宮文園町、岡の宮西、和泉町1丁目、和泉町2丁目、北上横田町、女鳥羽町
城北地区	田町、北馬場
東部地区	桜町、葭町、南上横田町、東町1丁目、東町2丁目、東町3丁目、片端町、出居番町、餌差町、鍛冶町
中央地区	大柳町、上土町、小柳町、緑町、大名町、土井尻町、南土井尻町、西堀町、今町1丁目、今町2丁目、六九町
白板地区	巴町、折井町、白板南、白板中、白板宮本、宮渕本村

⑥ 薄川

地区	町会
入山辺地区	南方、橋倉、東桐原、西桐原
里山辺地区	林、南小松、薄町、北小松、西荒町、小松町
庄内地区	筑摩東、筑摩、神田、三才、中林、出川町第1、豊田町、庄内町、逢初町、南新町1丁目、南新町2丁目、新家町
鎌田地区	中条南
本郷地区	惣社1丁目
東部地区	清水東、清水中、清水西
第三地区	四ツ谷東、四ツ谷町、金山町、日ノ出町
第二地区	北源地、南源地、宮村町1丁目、栄町、梅ヶ枝町、長沢町、錦

(第二地区)	町、常盤町、中条東第1、中条東第2、中条東第3、中条東第4、向島、天神南小池町
第一地区	中町1丁目、本町5丁目 博労町、中条中、西長沢町、西五町、国府町、神明町、新伊勢町、伊勢町3丁目、分銅町
田川地区	巾上町、巾上中、巾上西、巾上町、巾上南、巾上東、中条西
鎌田地区	中条町

⑦ 牛伏川

地区	町会
内田地区	第9、第8
松原地区	松原第1、松原第2、松原第3、松原第4、松原第5、松原第6、松原第7
寿地区	白川、上瀬黒、下瀬黒、竹湊
芳川地区	平田
庄内地区	並柳
寿台地区	寿台1丁目、寿台2丁目、寿台4丁目、寿台5丁目、寿台8丁目、寿台東

⑧ 三間沢川

地区	町会
和田地区	太子堂、南和田、中和田、下和田
波田地区	梶海渡
島立地区	南栗
神林地区	川西

⑨ 小曾部川

地区	町会
笹賀地区	今、上小俣、東耕地、神戸新田、神戸、上二子、町神、中二子、下神、二美町2丁目、下二子

(イ) 水位設定のある水位観測所ごとの避難対象区域は下記のとおりです。

水位設定に係る対象区域に係る浸水想定区域のうち、松本市ハザードマップにおいて、浸水想定深が50cm以上の区域を避難対象とします。

(令和4年4月日現在)

河川名	基準となる 水位観測所	避難対象区域				
		対象地区	対象町会	対象町会の 世帯数   人数		避難指示等発令時に 開設する指定避難所
梓川 (犀川上流)	稻核ダム	島内地区	高松	342	786	島内公民館
			島高松	701	1,493	
		梓川地区	八景山	42	99	梓川公民館
			上大妻	154	449	
			岩岡	197	493	
		波田地区	4区	334	844	波田公民館
			17区	67	147	
		奈良井川	新橋	田川地区	渚町	330
白板地区	宮渚本村			68	137	白板地区公民館
	白板宮本			264	485	
島立地区	島立堀米			870	1,813	島立公民館
	島立荒井			408	891	
	島立大庭			267	590	島立公民館
	島立北栗			451	1,137	
島内地区	島内新橋			551	1,221	島内公民館
	島内東方			534	1,351	
	島内町			299	742	
	島内平瀬川西			126	315	
	島内松島			514	1,126	
田川	出川	庄内地区	並柳	1,639	3,672	ゆめひろば庄内
			出川町	474	966	
			出川町第1	376	754	
			豊田町	352	738	
			庄内町	324	684	
			逢初町	290	584	
			南新町1丁目	96	163	

河川名	基準となる 水位観測所	避難対象区域				避難指示等発令時に 開設する指定避難所	
		対象地区	対象町会	対象町会の 世帯数   人数			
(田川)	渚		南新町2丁目	57	135		
			新家町	129	245		
		鎌田地区	井川城中区	1,136	2,491	鎌田小学校	
			井川城下区	296	618		
			中条南	104	195		
		田川地区	中条西	78	145	Mウイング	
			巾上南	88	169		
			巾上西	51	89		
			巾上中	36	62		
			巾上町	67	106	田川公民館	
			渚本郷	452	898		
			渚町	330	595		
		白板地区	渚内城	71	132	白板地区公民館	
			白板南	78	137		
			白板中	154	272		
			白板宮本	264	485		
		宮渕本村	宮渕本村	68	137		
			第1地区	中条中	170	340	松本市駅前会館
				田川地区	中条西	78	145
庄内地区	新家町			129	245	ゆめひろば庄内	
	南新町1丁目			96	163		
鎌田地区	中条南			104	195	鎌田小学校	
	中条町	48	83				
女鳥羽川	女鳥羽橋	第1地区	分銅町	36	51	Mウイング	
			伊勢町2丁目	29	47		
			伊勢町3丁目	12	22		
			新伊勢町	52	83		
			本町1丁目	27	46		
			中町1丁目	64	112		
			中町2丁目	26	58		
			中町3丁目	41	91		

河川名	基準となる 水位観測所	避難対象区域				
		対象地区	対象町会	対象町会の 世帯数	人数	避難指示等発令時に 開設する指定避難所
(女鳥羽川)		第2地区	北源池	83	155	市民芸術館
			南源池	119	208	
			宮村町1丁目	81	162	
			小池町	229	454	
			飯田町1丁目	28	46	
		第3地区	日ノ出町	68	114	第3地区公民館
		中央地区	今町1丁目	287	606	大手公民館
		東部地区	清水西	119	232	東部公民館
			清水中	197	331	
		城東地区	元町南	176	351	城東公民館
			元町中	191	391	
		本郷地区	横田第1	340	791	
		田川地区	巾上西	51	89	Mウイング
			巾上中	36	62	
巾上町	67		106			
白板地区	白板南	78	137	白板地区公民館		

※浸水想定区域に表示している対象地区、対象町会は、平成29年7月時点の浸水想定区域を基にしています。

(3) 浸水想定区域は公表されているが、水位観測所が無い河川の避難対象区域

河川名	基準となる水位観測所	避難対象区域
牛伏川(田川の支流)	出川	危機管理型水位計、河川カメラや水防団の巡回等の結果で判断し、危険性のある区域を対象とする
大門沢(奈良井川の支流)	渚	
湯川(女鳥羽川の支流)	女鳥羽川	
和泉川(田川の支流)	出川	
塩沢川(田川の支流)	出川	

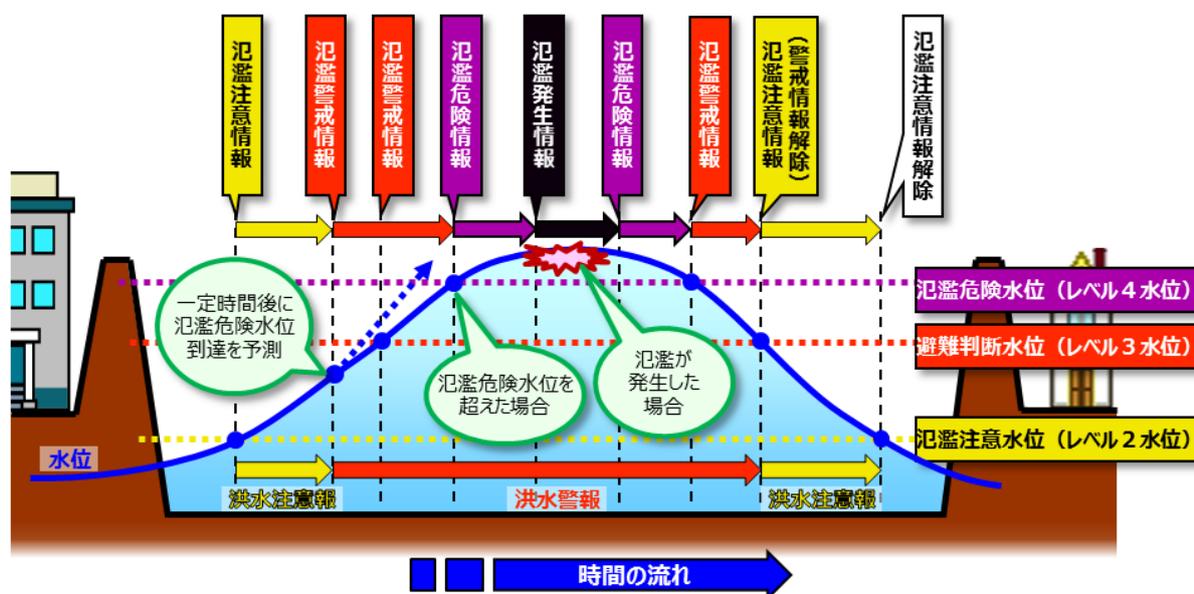
※ 西大門沢については、浸水想定深50cm以上の区域なし

(4) 各河川の避難判断水位設定状況

河川名	水位観測所名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
梓川(犀川上流)	稻核ダム	220m <sup>3</sup> /s	300m <sup>3</sup> /s	690m <sup>3</sup> /s	780m <sup>3</sup> /s
奈良井川	琵琶橋	1.00m	1.10m	2.30m	2.50m
	新橋	1.40m	1.90m	2.40m	3.00m
田川	出川	0.70m	1.20m	1.40m	1.90m
	渚	0.70m	1.30m	1.80m	2.40m
薄川	薄川	0.80m	1.00m	1.70m	2.10m
女鳥羽川	女鳥羽川	1.30m	1.80m	2.00m	2.60m
(犀川)	(熊倉)	(3.50m)	(4.00m)	(5.80m)	(6.00m)

※ 水位設定の種類

水防団待機水位	水防団が、水防活動に入る準備を行う目安となる水位
はん濫注意水位	水防団の出動の目安となる水位
避難判断水位	警戒レベル3(高齢者等避難)の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位
はん濫危険水位	警戒レベル4(避難指示)の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位



## (参考)水位設定のない河川

水位観測所名	河川名	水位観測所の場所	設置者
島 橋	奈良井川	平瀬橋下流、平瀬緑地東	千曲川河川事務所
下 島 橋	梓 川	下島橋上流左岸	千曲川河川事務所

## (参考)洪水予報河川等の指定及び水位観測所

河川名	区 域		水位観測所名	水位観測所の場所	設置者	洪水予報河川	水位周知河川	水防警報河川
	自	至						
梓川(犀川上流)	新淵橋(R158安曇・大野田)	島内(梓川と奈良井川の合流点)	稲核ダム	稲核ダム	東京電力リニューアブルパワー(株)			
	島内(梓川と奈良井川の合流点)	日野橋(生坂村)	熊倉	安曇野市豊科熊倉(梓川と奈良井川の合流点下流)	千曲川河川事務所		○	○
奈良井川	塩尻市洗馬(琵琶橋)	島立(鎖川合流点)	琵琶橋	塩尻市洗馬	松本建設事務所	○	○	○
	島立(鎖川合流点)	島内(島橋)	新橋	新橋西側	松本建設事務所			
田川	塩尻市広丘吉田(水神橋)	中条(薄川合流点)	出川	田川と泉川合流地点	松本建設事務所			
	中条(薄川合流点)	白板(奈良井川合流点)	渚	渚橋とその上流田川橋との間、西側	松本建設事務所		○	○
薄川	筑摩(中林橋)	中条(田川合流点)	薄川	中林橋とその下流石井橋との中間北側	松本建設事務所		○	○
女鳥羽川	旭(あさひ橋)	白板(田川合流点)	女鳥羽川	女鳥羽橋(こまくさ道路)下流	松本建設事務所		○	○

※ 河川の位置づけ

洪水予報河川	洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川を指定し、河川管理者と長野地方気象台が共同して洪水予報を発表する河川(水防法第 11 号)
水位周知河川	洪水予報を行わない河川で、洪水により相当な被害を生ずる恐れがある河川について、避難判断水位に達した情報を市町村等防災関係機関へ通知するとともに、一般へ周知する河川(水防法第 13 条)
水防警報河川	水防管理団体(市町村)が水防団に対して準備や出動を指示する際の基準となる「水防警報」を発令する河川(水防法第 16 条)

(5) 避難指示等の解除の考え方

ア 洪水予報河川、水位周知河川

避難指示等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫の恐れがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

イ その他の河川

避難指示等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

## 6 土砂災害に関する避難指示等の判断基準

土砂災害(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり)に対する避難指示等の発令にあたっては、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)を基本に、巡視者からの報告などから総合的に判断し、原則町会単位に発令するものとする。

住民は、自らの住宅がどのような場所に位置しているかを常に意識し、土砂災害の発生に対しては、高齢者等避難の発令段階から自発的に避難を開始し、指定避難所へ立ち退き避難をする。災害が切迫した状況では、近隣のより安全な場所、より安全な建物への立ち退き避難、屋外へ出ることが危険な場合には、自宅の斜面や河川とは反対側の2階以上の部屋への退避(屋内安全確保)など、命を守る避難行動をとるものとする。

### (1) 避難指示等の判断基準

発令区分	判断基準	対象地域
レベル3 (高齢者等避難) (*1)	1または2のいずれか1つに該当する場合 1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布(*2)が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)	大雨警報(土砂災害)の基準に達したメッシュと重なった土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の属する町会
	3 土砂災害の前兆現象(注意段階)が確認されたとき	前兆現象が確認された箇所 の属する町会
レベル4 (避難指示)	1～5のいずれか1つに該当する場合 1 土砂災害警戒情報(*4)が発表されたとき 2 土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])以上となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 ※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	土砂災害警戒情報の基準に達したメッシュと重なった土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の属する町会
	6 土砂災害の前兆現象(警戒段階)が確認され、災害の発生が予測されたとき	前兆現象が確認された箇所 の属する町会

発令区分	判断基準	対象地域
レベル5 (緊急安全確保)	1または2のいずれか1つに該当する場合 (災害が切迫) 1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報 [土砂災害])が発表された場合 (災害発生を確認) 2 土砂災害の発生が確認された場合  ※上記 1～2 は立ち退き避難から命を守る行動変容を 促すため発令するものであり、必ず発令しなければなら ないわけではない。一方、1又は2以外の場合にお いても居住者等に行動変容を求める必要がある場合 は発令する。	特別警報の基準に達した メッシュと重なった土砂災 害警戒区域及び特別警戒 区域の属する町会
	3 土砂災害の前兆現象(直前段階)が確認され、災害 の発生が予測されたとき 4 土砂災害が発生したとき	前兆現象が確認された箇 所の属する町会 災害が発生した町会

◎警戒レベル3「高齢者等避難」は、極めて短時間で局所的な大雨の場合等、明らかに土砂災害警戒情報に至らないと判断される場合は発令しないこともある。

- \*1 高齢者や障害をお持ちの方、乳幼児などは、この段階で避難を開始する。
- \*2 「危険度分布」とは、土砂災害発生の危険度を表示したもので、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)は、気象庁(長野地方気象台)、長野県河川砂防情報ステーションのホームページで確認できる。
- \*3 「土砂災害警戒情報」とは、土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、長野県と長野気象台が共同で発表する防災情報。

## (2) 土砂災害に関する前兆現象

### ア 土石流

注意段階	警戒段階	直前段階
流水の異常な濁り	・溪流内での転石の音 ・流木の発生	・土臭いにおい ・地鳴り ・流水の急激な濁り ・溪流水位の激減*

- \* 「溪流水位の激減」は、降雨が継続しているにもかかわらず溪流水位が激減した場合、溪流の上流で山腹が崩壊し天然ダムが形成された可能性が大きいので切迫性がきわめて高い。

### イ 急傾斜地の崩壊

注意段階	警戒段階	直前段階
・湧水量の増加 ・表面流の発生	・小石がぱらぱら落下 ・新たな湧水の発生 ・湧水の濁り	・湧水の停止 ・湧水の吹出し ・亀裂の発生 ・斜面のはらみだし ・小石がぼろぼろ落下 ・地鳴り

ウ 地すべり

注意段階	警戒段階	直前段階
<ul style="list-style-type: none"> <li>・井戸水の濁り</li> <li>・湧水の枯渇</li> <li>・湧水量の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池や沼の水かさの急変</li> <li>・亀裂・段差の発生、拡大</li> <li>・落石・小崩落</li> <li>・斜面のはらみだし</li> <li>・構造物のはらみだし、クラックの発生</li> <li>・根の切れる音、樹木の傾き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地鳴り</li> <li>・山鳴り</li> <li>・地面の振動</li> </ul>

\* 地すべりでは上記の現象がかなり前から発生することもあり、時間的切迫性のタイムスケジュールがかなり長い場合がある。

(参考文献)「土砂災害から命を守る ポケットブック」発行:財砂防・地すべり技術センター

(3) 対象区域及び避難指示等発令時に開設する避難所

(令和4年4月現在)

対象地区	対象町会	メッシュコード (下4桁)	対象町会の		避難指示等発令時に開設する指定避難所
			世帯数	人数	
城北地区	蟻ヶ崎北	3707	583	1,161	城北公民館 (深志高校)
	蟻ヶ崎台	2796,3706	380	851	
	白金町	3707	835	1,796	
白板地区	蟻ヶ崎西	2786,2787,2796,2797	717	1,418	白板地区公民館 (丸ノ内中学校)
	放光寺	2796,3706,3707,3716	398	897	
	宮渕東	2796	474	961	
	宮渕新橋	2796,3706	73	153	
庄内地区	神田	2758,2759,2768,2769	761	1,613	ゆめひろば庄内
	並柳	2748,2758	1,639	3,672	
	並柳団地	2748,2758	341	592	
島内地区	島内平瀬川東	3715,3716,3725,3726,3735,3736	43	97	島内公民館
	島内下田	3735,3736,3745,3746	16	36	
	島内犬飼新田	3705,3706,3715,3716	24	49	
	島内山田	3716,3726,3736,3746,3756	39	82	青年の家
中山地区	和泉	2040,2041,2049,5058,2059,2750, 2759	396	904	中山公民館
	埴原北	2020,2021,2029,2030,2031,2039,2040	241	624	
	埴原西	2010,2020,2029,2030	109	256	
	埴原東	2010,2011,2020,2021	88	212	
	埴原南	2000,2001,2010,2011,2019	105	208	
	棚峯	2019	425	966	
寿地区	小赤	1787, 1797, 1798	312	574	寿公民館

対象地区	対象町会	メッシュコード (下4桁)	対象町会の		避難指示等発令 時に開設する 指定避難所
			世帯数	人数	
(寿地区)	白姫	2729	214	542	(寿公民館)
	上瀬黒	2738	310	702	
	下瀬黒	2738,2748	446	917	
岡田地区	伊深	3748	95	263	岡田公民館
	岡田町	3728,3738	299	742	
	東区	3717,3727,3737	1,063	2,463	
	塩倉	3716,3726,3727	95	181	
	神沢	3707,3717	145	344	
	山浦	3737,3747,3757	72	183	
入山辺地区	橋倉	2061,2071	44	122	入山辺公民館
	南方	2071,2072	76	174	
	西桐原	2071,2081	123	286	
	東桐原	2071,2072,2082	181	305	
	舟付・宮原	2062,2063	49	125	
	北入中部	2063,2072	98	247	
	千手・駒越	2063,2073,2074	27	125	
	三反田・奈良尾	2053,2063	51	120	
	上手町	2063	47	111	
	原・厩所	2054,2063,2064	58	135	
	大仏・一の海	2044,2053,2054	34	73	
	大和合・牛立	2034,2035,2044,2045	55	118	
	里山辺地区	下金井	2789,2799	564	
新井		2080,2090,2789,2799	794	1,806	
湯の原		2090,2799,3000,3709	521	1,090	
藤井		2080,2090,2091,3000,3001	345	715	
上金井		2080,2081,2090,2091	133	322	
薄町		2070,2071,2080	166	431	
林		2060,2070,2769,2779	263	607	
内田地区	第1	1789,1799,2709	76	196	内田公民館
	第2	1080,1081,1082,1090,1091,1092,1798,1799,2000,2001,2708	104	251	
	第4	1798,2708	50	127	
	第5	1788,1798,1799	109	279	
	第6	1080,1081,1090,1788,1789,1798,1799	80	200	

対象地区	対象町会	メッシュコード (下4桁)	対象町会の		避難指示等発令 時に開設する 指定避難所
			世帯数	人数	
本郷地区	三才山	3011,3021,3022,3030,3031, 3759	142	337	本郷公民館
	洞	3729,3738,3739,3748	96	242	
	原	3718,3728,3729,3738	30	66	
	稲倉	3040,3050,3748,3749,3759	146	322	
	浅間温泉第1	3719,3729	155	298	
	浅間温泉第2	3719	192	329	
	浅間温泉第3	3719	154	301	
	浅間温泉第4	3719,3709	90	195	
	浅間温泉第5	3718,3719,3728	269	529	
	浅間温泉第7	3718,3719	193	351	
	大村北	3709	256	502	
	大村中	3709	413	826	
四賀地区	反町	3789,3798,3799	168	337	四賀支所
	刈谷原町	3778,3779,3789	156	279	
	七嵐	3070,3779,3080,3789	91	195	
	赤怒田	3070,3071,3080	110	256	
	殿野入	3062,3071,3072,3081,3082	81	198	
	保福寺町	3062,3063,3064,3072,3073 ,3082,3083	85	185	
	小岩井	4020,4729	41	83	
	両瀬	4020,4021,4030,4031	73	163	
	金井	4021,4031	39	84	
	原山	4012,4021,4022,4031,4032, 4041,4042	64	147	
	横川	4022,4023,4032,4033,4034	49	108	
	会吉	4033,4034,4043,4044,4054	16	22	
	矢久	3092,3093,4002,4003,4012 ,4013	43	85	
	召田	4002,4003,4011,4021	25	56	
	長越	4010,4011,4020	17	36	
	藤池	4010,4719	62	133	
	穴沢	3090,3091,4000,4001	37	90	
	取出	4000,4709,4719	94	204	
	板場	4708,4709,4718	89	233	
	宮本	4728,4729,4739	52	116	
本町	4718,4728,4729	79	192		

対象地区	対象町会	メッシュコード (下4桁)	対象町会の		避難指示等発令 時に開設する 指定避難所
			世帯数	人数	
(四賀地区)	新町	4719,4729,4739	108	210	(四賀支所)
	岩井堂	4729,4739,4749	32	70	
	西宮	4728,4738,4739	63	136	
	落水	4717,4727,4739	27	61	
	井刈	4706,4707,4716,4717,4727	137	307	
	執田光	3795,3796,3797,4706,4707	28	61	
安曇地区	大野田	2613,2614,2623,2624	102	216	安曇小中学校
	島々	2612,2622	104	207	安曇支所
	橋場	2612	16	36	
	稲核	1579,1589,1680,1690,1691,2601	89	179	基幹集落センター
	大野川区	1449,1459,1479,1540,1541,1542, 1551,1552,1553,1563,1580	306	594	大野川小中学校 乗鞍体育館 乗鞍観光センター 白骨温泉案内所
	上高地	2448,2458,2479,2489,2499, 2580, 2590,2591,3500,3501,3555	16	16	上高地アルペンホテル
	沢渡	1592,2501,2502	36	56	グレンパーク さわんど
奈川地区	川浦	0540,0541,0550,0551	8	18	文化センター・ 夢の森
	保平	0552,0553	13	27	
	神谷	0533,0543,0544,0553,0554, 0564	23	44	
	寄合渡	0555,0556,0564,0565,0566	50	128	
	曾倉	0565,0575	12	27	
	大平	0574	6	13	
	追平	0574,0575,0584,0585	11	16	
	金原	0584,0585,0594,0595	21	36	
	黒川渡	0594,1504,1505,1514	55	106	
	屋形原	0592,0593,1502,1503,1513	11	24	
	古宿	1514,1515,1524	44	85	
	田ノ萱	1524,1525	20	40	
	入山	1546,1557	7	15	
奈川高原	0555,0556,0557	21	33		
梓川地区	八景山	2624,2625,2635	42	99	梓川公民館
	花見	2635,2636,2646	103	239	

対象地区	対象町会	メッシュコード (下4桁)	対象町会の		避難指示等発令 時に開設する 指定避難所
			世帯数	人数	
(梓川地区)	上野	2646,2647,2656,2657	116	314	(梓川公民館)
	丸田	2657,2658	209	519	
	上立田	2668	332	775	
	上角	2678,2679	162	376	
	小室	2686,2687,2696	191	529	
	北々条	2676,2677	52	132	
	南北条	2667,2677	59	139	
	大久保	2657,2658,2667	96	255	
波田地区	3区	2659	312	764	波田公民館
	4区	2648,2649	334	844	
	5区	2638,2648	189	492	
	8区	2628	135	364	
	9区	2617,2618,2628	299	773	
	11区	2627,2628	118	290	
	12区	2627,2628	142	367	
	13区	2637	162	425	
	14区	2627,2637	51	136	
	15区	2637,2638,2647,2648	369	974	
	16区	2626,2636,2637	83	204	
	17区	2612,2613,2624,2624,2626, 2636	67	147	
	21区	2607	31	78	
23区	2638,2648	116	257		

#### (4) 避難指示等の解除の考え方

避難指示等の解除は、土砂災害警戒情報、大雨警報(土砂災害)が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後でも発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。必要に応じて、国・県の土砂災害等の専門家に助言を求める。

## 7 伝達文例

### (1) 洪水に関する避難情報

#### 【警戒レベル3高齢者等避難】

緊急放送！緊急放送！

こちらは、松本市(災害対策本部)です。

- ・〇〇川の水位が上昇し、今後はん濫するおそれがあります。
- ・〇時間後には道路冠水のおそれがあります。
- ・近くの河川では、はん濫被害(浸水被害)が発生しています。 など

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区〇〇町会に対して、警戒レベル3(高齢者等避難)を発令しました。

高齢者の方など避難に時間を要する方は、危険な場所から指定避難所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

その他の方は、高齢者の方などを支援していただくとともに、避難の準備を始めてください。また、できるだけ、隣近所の方にも声をかけて避難準備をしてください。

#### 【警戒レベル4(避難指示)】

緊急放送！緊急放送！

こちらは、松本市(災害対策本部)です。

- ・〇〇川の水位が上昇し、今後浸水が始まる恐れがあります。
- ・〇〇川の水位が避難判断水位を超えました。
- ・〇〇川の堤防が危険な状態です。 など

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区〇〇町会に対して、警戒レベル4(避難指示)を発令しました。

全員、危険な場所から指定避難所や安全な親戚・知人宅等へ避難をしてください。

ただし、避難所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

#### 【警戒レベル5(緊急安全確保)】

緊急放送！緊急放送！

こちらは、松本市(災害対策本部)です。

- ・〇〇川の水位が更に上昇し、大変危険な状況です。
- ・〇〇川の水位がはん濫危険水位を超え、堤防から水があふれる危険があります。
- ・〇〇地区で道路が浸水し、逃げ遅れる可能性があります。 など

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区〇〇町会に対して、警戒レベル5(緊急安全確保)を発令しました。

命の危険が迫っています！

自宅や近くの建物で少しでも高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

(2) 土砂災害に関する避難情報

【警戒レベル3(高齢者等避難)】

緊急放送！緊急放送！

こちらは、松本市(災害対策本部)です。

・〇〇時〇〇分に大雨警報(土砂災害)が発表され、これから(夜間に向け、)さらに雨が降り続き、土砂災害の発生する恐れがあります。

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区〇〇町会に対して、警戒レベル3(高齢者等避難)を発令しました。

高齢者の方など、避難に時間を要する方は、危険な場所から指定避難所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

その他の方は、高齢者の方などを支援していただくとともに、避難の準備を始めてください。また、できるだけ、隣近所の方にも声をかけて避難準備をしてください。

【警戒レベル4(避難指示)】

緊急放送！緊急放送！

こちらは、松本市(災害対策本部)です。

・〇〇時〇〇分に土砂災害警戒警報が発表されました。土砂災害の発生する危険が非常に高まっています。

・〇〇(場所)で、亀裂が発生(前兆現象の事例)し、地すべりの危険があります。

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区〇〇町会に対して、警戒レベル4(避難指示)を発令しました。

全員、危険な場所から指定避難所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。ただし、指定避難所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖から離れた建物や、自宅内の斜面とは反対側の2階以上の部屋への移動してください。

【警戒レベル5(緊急安全確保)】

緊急放送！緊急放送！

こちらは、松本市(災害対策本部)です。

・すぐにも土砂災害が予想される非常に危険な状況です。

・〇〇(場所)で、地鳴りが発生(前兆現象の事例)しており、すぐにも崩落が発生する大変危険な状況です。 など

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区〇〇町会に対して、警戒レベル5(緊急安全確保)を発令しました。

命の危険が迫っています！

少しでも崖から離れた建物や、自宅内の斜面とは反対側の2階以上の部屋への移動してください。

## 8 修正履歴

年 月	内 容
平成 18 年5月	策定
平成 19 年6月	避難準備情報関係の修正
平成 21 年7月	土砂災害警戒情報、避難判断水位関係の修正
平成 22 年9月	避難勧告等の判断・伝達基準の修正
平成 24 年6月	組織改正等による修正
平成 27 年4月	洪水に関する避難勧告等の判断基準の修正
平成 29 年7月	土砂災害に関する避難勧告等の判断基準の修正、避難情報の名称変更、伝達文例掲載
令和4年4月	法改正による避難情報の名称変更等